

兵高教組  
**確定速報 3号**  
 2011年10月31日 調査情報16号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL : 078-341-6745  
 FAX : 078-351-3185  
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com  
 mail : honb@hyogo-kokyoso.com

10月31日 県人事委員会勧告

# 月例給引き下げ、一時金据え置き 「行革」カットの中止に言及 現給保障への対応は「本県の実情を考慮」

兵庫県人事委員会は、10月31日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。人事委員会は今年も県「行革」を容認する姿勢を変えず、給与カット前の「受け取ってもいない」給料表の額を民間と比較し、1,199円(0.29%)の公民逆格差があるとして、給料表の国並みの引き下げを勧告しました。(実際に支給されている給与と民間との較差は、民間より平均19,402円低くなっています。)一時金は、民間の支給月数3.97月と概ね均衡しているとして、据え置きとしました。

「行革」カットに言及  
 県「行革」の独自カットについて、「既に相当期間に及んでおり、職員の士気等に与える影響を懸念する声もある」とし、「関係者の努力により、諸条件が整えば、地方公務員法に定める給与決定の原則が尊重されることを期待する」と、消極的ながら人事委員会勧告どおりの実施を求めています。

現給保障は「本県の実情を考慮して」  
 06年の給与構造改革での給与水準引き下げの際、新たな給料月額がそれまでの額に達するまで差額を支給することとした現給保障について、人事院は2段階での廃止を勧告しましたが、県人事委員会は、

「本県の実情を考慮し」対応する必要があるとしています。現給保障の適用者は、特に教育職では、役職段階が少ないため適用者が多くなっています。

県当局との交渉で賃下げを跳ね返そう  
 今後は当局との交渉で、道理のない「行革」カットの中止をはじめ、勤務実態に見合った賃金労働条件の改善を求めています。

## 2011賃金確定に向けての 9大要求署名

全教職員の署名をお願いします!

### 11人事委員会勧告の主な内容

月例給・一時金・手当  
 公民較差(行政職)

| 民間                    | 県職員            | 較差             |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 412,798円              | (抑制前) 413,997円 | 1,199円(0.29%)  |
|                       | (抑制後) 393,396円 | 19,402円(4.93%) |
| 上段：給与抑制措置前 下段：給与抑制措置後 |                |                |

給与の改定等は、給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とする

給料表等  
 人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて改定(若年層及び医師職は据え置き)

行政職給料表：  
 4級(主任) 0.1%、5級(主査) 0.2%、  
 6級(係長級) 0.4%、  
 7級(副課長級)以上 0.5%  
 経過措置額(現給保障額)についても給料表の職務の級及び号給ごとの改定率を考慮して引下げ

一時金  
 民間の支給月数3.97月分は、本県職員3.95月と概ね均衡しているため改定は行わない

自宅に係る住居手当  
 国においてはすでに制度が廃止されたことから、早期に見直しを行うことが適当であり、引き続き、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、廃止に向けた検討を進める必要がある

改定の実施時期等  
 年間で民間給与との均衡を図るために行う調整措置については、国及び本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当

経過措置額(現給保障額)の廃止  
 人事院は、定年の段階的な引上げを見据え、高齢層職員の給与水準の是正を図るため、給与構造改革における経過措置額について、平成24年4月から段階的に廃止することとしている。本県においても、国及び他の都道府県の動向並びに本県の実情を考慮し、適切に対応していく

必要がある  
 給与抑制措置(「行革」カット)について  
 ・既に相当長期に及んでおり、職員の士気等に与える影響を懸念する意見もある  
 ・関係者の努力により諸条件が整えば給与決定原則が尊重されるよう期待する

50歳台の公民の給与差への対応  
 人事院は50歳台において官民の給与差が相当程度存在している状況にあるため、今後の定年の段階的な引き上げも見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格・昇給制度の見直しの検討を進めることとしている。本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい

### 休暇・休業制度・超勤縮減・健康管理

育児休業の取得促進  
 人事院は、育児休業取得推進の一助となるよう、1か月未満の育児取得者について期末手当の支給割合を減じないための措置を講ずることとした。本県においても国及び他の都道府県の状況を踏まえ適切に対応する必要がある

超過勤務の縮減及び休暇の取得促進  
 勤務時間の縮減を一層推進していく必要がある  
 年次休暇の取得しやすい職場環境づくりに向け、管理監督職が率先して引き続き取り組む必要がある  
 職員の健康管理  
 管理監督職が働きがいのある風通しの良い職場環境づくりに率先して取り組む必要がある

### 高齢期雇用問題

65歳までの段階的な定年年齢の引上げに向けて、関係法令の改正動向、国や他の都道府県の状況を踏まえ、諸課題について検討を進めていく必要がある

### 公務員の労働基本権のあり方

引き続き国及び関連法案の動向に留意